

独立行政法人農畜産業振興機構平成 28 年度業務実績に係る自己評価書

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1—1	1 事業費の削減効率化

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年 度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
業務経費(附帯事務 費)の対前年度比の 平均縮減率	毎年度平均で少 なくとも対前年 度比 1 % の抑制	3,398 百万円 (平成 24 年度業務經 費 (附帯事務費))	平成 24 年度比で 1.1% の抑制	平成 24 年度比で 2 % の抑制 (対 前年度比平均 1% の抑制)	平成 24 年度比で 3 % の抑制 (対前 年度比平均 1% の 抑制)	対前年度比平均 1 % の抑制		
業務経費 (当年度予 算額)	—	—	3,177 百万円	3,155 百万円	3,055 百万円	3,014 百万円		
対前年度平均縮減率		—	6.5%	3.6%	3.5%	2.9%		
達成度合	—	—	591%	360%	346%	293%		

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第 1 中期目標の 期間 機構の中期目標 期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日ま での 5 年間とす る。						
第 2 業務運営の 効率化に関する事 項	第 1 業務運営 の効率化に関す る目標を達成す るためとるべき 措置	第 1 業務運営 の効率化に関す る目標を達成す るためとるべき 措置	◎第 1 業務運営 の効率化に関す る目標を達成す るためとるべき 措置			
1 事業費の削 減・効率化	1 事業費の削 減・効率化	1 事業費の削 減・効率化	○ 1 事業費の削 減・効率化	<主要な業務実績> 平成 28 年度の業務	<評定と根拠> 評定 b	

<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>業務経費の対前年度比の縮減率</p> <p>毎年度平均で対前年度比1%削減する。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した業務経費を除く。</p>	<p>経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,014百万円となり、対前年度比の毎年度平均は2.9%の抑制となった。</p>	<p>平成28年度における業務経費（附帯事務費）については、対前年度比の毎年度平均で2.9%の抑制となり、達成度合は293%であった。</p>
--	--	--	--	---	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1-2	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 経費の削減 (2) 給与水準の適正化 (3) 隨意契約の見直しに向けた計画的取組							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年 度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費(人件費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	646百万円 (平成24年度一般管理費(人件費を除く))	平成24年度比で3.1%の抑制	平成24年度比で6%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	平成24年度比で9%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	対前年度比平均3%の抑制		
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	—	626百万円	607百万円	589百万円	571百万円		
対前年度平均縮減率	—	—	3.1%	3.1%	3.0%	3.0%		
達成度合	—	—	103%	102%	101%	101%		
職員の給与水準の対国家公務員指数(目標)	国家公務員と同程度	—	100	100	100	100		
職員の給与水準の対国家公務員指数(前年度実績・当年度公表分)	—	—	101.3	100.4	101.8	102.4		
達成度合	—	—	98.7%	99.6%	98.2%	97.7%		
随意契約等審査委員会への諮問件数	競争性のある契約への移行	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)		競争性のある契約に移行した契約件数については、27年度までは1事業単位で1件と計上(1事業で契約締結が複数のものも存在)していたが、28年度からは契約締結の件数を計上した。 ※()書きは、27年度と同様のカウント方法で計上した場合の件数。
競争性のある契約へ移行した契約件数	—	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
企画競争・公募を実施した件数	—	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)		
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	全ての企画競争・公募について掲載	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 業務運営の効率化による経費削減 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。 また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。	2 業務運営の効率化による経費の縮減 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。 また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 一般管理費(人件費を除く。)の削減目標を達成するため、業務の見直し及び事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行ふことを目標に、削減する。 また、地方事務所の賃借料等について、平成25年度に設置したチームを活用し、経費削減を検討する。	○ 2 業務運営の効率化による経費の削減 ◇(1) 経費の削減 ① 一般管理費の対前年度比の縮減率 毎年度平均で対前年度比3%削減する。 b : 達成度合は、100%以上であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった ② 地方事務所の賃借料等の経費削減の検討 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった ◇(2) 給与水準の適正化	<主要な業務実績> 平成28年度の一般管理費(人件費を除く。※)の予算額については、571百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となり、達成度合は101%であった。 <課題と対応> 特になし	<評定と根拠> 評定 b 平成28年度における一般管理費(人件費を除く。)については、対前年度比の毎年度平均で3.0%の抑制となり、達成度合は101%であった。 <評定と根拠> 評定 b 検討会議の開催等を通じて、地方事務所の賃借料等の経費削減の取組を進めることができた。 <課題と対応> 特になし	

員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指數を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。	<p>① 職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指數について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比</p> <p>b : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、50%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 27 年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指數は、国家公務員と同程度の 102.4 となり、その検証結果等を平成 28 年 6 月 30 日に公表した。</p> <p>対国家公務員指數が平成 26 年度から 2 年連続で上昇したため、平成 28 年度において、管理職の昇給幅を抑制した。</p> <p>なお、28 年度は 102.2 となる見込みである。</p>	<評定と根拠>	評定 b	平成 27 年度給与水準について、国家公務員と同程度とすることができた（達成度合は 97.7%）。また、その検証結果等をスケジュールどおりに公表した。
					<課題と対応>	特になし	
また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。	<p>② 政府方針を踏まえた適切な対応等</p> <p>b : 適切に対応した</p> <p>d : 適切に対応しなかつた</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>総人件費に係る政府方針は示されていないが、機構独自の対応として、「新たな人事管理制度」に基づき、①人事評価制度、②昇給幅の抑制、③管理職への昇格の抑制、④管理職ポストオフ制度を実施した。</p>	<評定と根拠>	評定 b	計画どおりに「新たな人事管理制度」に基づく取組みが実施できた。
					<課題と対応>	特になし	
(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実	(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく	(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく	<p>◇ (3) 隨意契約の見直しに向けた計画的取組</p> <p>① 「調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>分母を随意契約等審査委員会への諮問件数(真にやむを得ない随意契約を除く)とし、分子</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 28 年 6 月に策定した「平成 28 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随</p>	<評定と根拠>	評定 b	随意契約等審査委員会に諮問された契約については、真にやむを得ない随意契約を除き全て競争性のある契約と

	<p>現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>意契約等審査委員会へ諮問された契約については、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ない随意契約（172件）を除き、一般競争入札等（103件）とした。</p> <p>b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>することができ、達成度合は100%（103件/103件）であった。</p> <p>また、競争契約、随意契約の状況については、毎月、機構ホームページで公表することができた。</p> <p>なお、1者応札であった入札について、入札説明会に参加したもののがなかった者へのアンケートを実施することができた。また、遅くとも入札等公告の翌日にはメールマガジンを配信し、入札等公告の迅速な周知を行うことができた。</p> <p>さらに、入札等公告のつど調達情報メールマガジンを配信したほか、1者応札・応募の改善に向けて、1者応札であった入札33件のうち、入札説明会に複数者が参加したもの（26件、43者）についてアンケートを実施する等の取組状況も公表した。</p> <p>また、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を平成28年6月22日に開催し、契約状況の点検を受け、いずれも妥当との回答を得た。</p>
また、一層の競争性と透明性の確保に努め、適正化を推進する。	また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行いう場合には、競争性、透明性	また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行いう場合には、競争性、透明性	② 競争性、透明性の確保	<主要な業務実績> 一般競争・企画競争・公募を企画競争・公募を実施した299件全てにおいて、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載を行った（うち企画	<評定と根拠> 評定b 機構掲示板及びホームページへの掲載を行い、達成度合は100%（103件/103件）であった。

	が確保される方法により実施する。	が確保される方法により実施する。	への掲載件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	競争・公募の実施は、103 件)。 また、競争性・透明性を確保するため、契約監視委員会を平成 28 年 6 月 22 日に開催し、契約状況、1 者応札解消に向けた取組状況など契約の適切性等に対する審査を受け、いずれも了承された。 なお、議事要旨については、機構ホームページにおいて公表した。	<課題と対応> 特になし	
	さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。	さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。	③ 入札・契約の適正な実施についての監査 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> さらに、監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人から財務諸表監査の中で契約に関する評価を受けた。	<評定と根拠> 評定 b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施についての監査等に十分取り組んだ。	<課題と対応> 特になし

4. その他参考情報

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19 農畜機第 4914 号）及び「複数年度契約について」（20 農畜機第 3538 号）により適切に措置している。

(第三者への再委託)

契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとしており、契約事務

責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成 28 年度においては、システム関係 8 件、調査関係 7 件、その他 2 件あった。いずれも正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。

(1 者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②I T 技術支援者から助言を得た上でシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく、公示時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組みを実施した。この結果、1 者応札は 33 件（前年度 25 件）であった。前年度より増加した主な要因は、情報発信を強化するため、輸入先国の動向に関する調査が増加したことに加え、機構が求めた調査内容の専門性が高かったため、専門知識を持つ調査会社が限られたことなどによるものである。

(法人の長に対する報告)

平成 28 年 6 月 22 日に開催された第 8 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けた。

(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」のうち、「その他」への対応)

「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析、その結果に基づく民間委託等を含めた自主的な業務改善については、業務フローを踏まえた組織の見直し（経理部を 4 課体制から 2 課体制に変更、平成 25 年度）等により効率化に取り組んでいるほか、I T 技術支援等については、民間委託の活用を図っている。また、平成 28 年度には給与業務を対象に、業務フロー・コスト分析を実施し、出退勤管理や超過勤務時間の集計事務の効率化等を検討することとした。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成 28 年度に会計検査院から指摘のあった事項への対応は以下の通りであり、全て適切に処置を講じている。

肉用牛経営安定対策補完事業（中核的担い手育成増頭推進事業）等において、事業実施主体等における事業に対する理解が十分でなかったこと等から補助金等が過大に交付されていたとされた件については、指摘金額について機構に返還させ、事業の適正実施を指導した。

また、酪農経営安定対策補完事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）において、出役活動に係る燃料費及び車両借上料について、実態に即して試算した単価と比較して事業実施主体が割高な単価により算定していた等の事態は適切ではなく、改善の必要があるとされた件については、事業実施要綱の改正等を行い、具体的な算定方法を定めて平成 28 年度事業から適用することとし、事業実施主体に周知、指導した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-3	3 業務執行の改善 (1)業務全体の点検・評価 (2)補助事業の審査・評価 (3)内部統制機能の充実・強化 (4)情報セキュリティ対策の向上 (5)緊急時を含めた連絡体制の整備

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の点検・評価の実施回数（計画値）	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
業務運営の点検・評価の実施回数（実績値）	—	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
内部監査年度計画における被監査部署（テーマ別監査を含む。以下同じ。）の数	計画的な内部監査の実施	8部署	9部署	6部署	7部署	7部署	7部署	
内部監査を実施した被監査部署の数	—	8部署	9部署	6部署	7部署	7部署	7部署	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
3 業務執行の改善 (1) 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執	3 業務執行の改善 (1) 主務大臣の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外	3 業務執行の改善 (1) 主務大臣の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、次の取組を行う。 ① 業務の進行	○ 3 業務執行の改善 ◇(1) 業務全体の点検・評価 ① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 分母を年度当初	<主要な業務実績> 年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）」	<評定と根拠> 評定 b 工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うことにより、業務運営の	

	<p>行の改善を図る。</p> <p>部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。</p>	<p>に計画した回数とし、分子を業務運営の点検・評価を実施した回数とする。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>四半期ごとに実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて業務の進捗状況について自己評価を行い、その結果を取りまとめ、各部に共有した。</p> <p>【参考】</p> <p>平成 28 年度は 4 月、8 月、10 月、1 月に実施した。</p>	<p>的確な進行管理を行うとともに、工程表に自己評価を記載する欄を設け、四半期毎の点検・分析を行う際、これに毎回記述することにより、業務の進行状況についての自己評価を行った。4 回の計画に対し、達成度合は 100% (4 回／4 回) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
	<p>② 平成 27 年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。</p>		<p>② 第三者機関による業務の点検・評価の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 28 年 6 月 9 日に「平成 27 年度業務実績について」等を議題とする、外部専門家・有識者からなる第 14 回機構評価委員会を開催し、平成 27 年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり第三者機関による業務の点検・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
	<p>③ 第三者機関による平成 27 年度の業務実績に係る点検・評価</p>		<p>③ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 四半期ヒアリング実施時に確認することに</p>

		<p>結果を必要に応じて業務運営に反映させる。</p>	<p>運営への反映 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。</p>	<p>より、業務の点検・評価結果の確実な業務運営への反映に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	(2) 補助事業の審査・評価 平成27年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	<p>◇ (2) 補助事業の審査・評価 ① 事業の達成状況等の自己評価 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、平成27年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 補助事業の的確な進行管理とともに、平成27年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		② 第三者機関による事業の審査・評価 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった		<p><主要な業務実績> 平成28年7月1日に外部専門家・有識者からなる第22回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 関係各部との調整を経て、補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		③ 必要に応じた業務の見直し b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあった		<p><主要な業務実績> 補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これ</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 業務の必要な見直しを行った。また、見直しの実施状況について、四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の</p>	

			が、不十分であった	に基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。	業務運営への反映に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	
(2) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価について)(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。	(3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価について)(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、内部監査の実施、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。	(3) 内部統制機能の充実・強化 内部統制機能の充実・強化を図るため、次の取組を行う。 ① 平成28年度内部監査年度計画に基づく内部監査の実施。 ② コンプライアンス推進に向けた計画的取組	◇(3) 内部統制機能の充実・強化 ① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施 分母を内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった ② コンプライアンス推進に向けた計画的取組 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成28年度内部監査年度計画(平成28年3月23日付け27農畜機第5632号)に基づき、野菜需給部、畜産振興部、野菜業務部、調査情報部の所掌業務、法人文書の管理状況、調達等合理化計画等に基づく取組状況及び情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ対策の実施状況について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。 <主要な業務実績> 平成28年度コンプライアンス推進計画(平成28年3月23日付け27農畜機第5472号)に基づき、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めることができた。	<評定と根拠> 評定 b 内部監査については、平成28年度内部監査年度計画における被監査部署4部署及び3テーマ(計7件)について、計画どおり実施することができた。 達成度合は、100%(7件/7件)であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
					<評定と根拠> 評定 b 計画どおり実施し、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めることができた。	

	図る。	り組み。	<p>推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」（各四半期初月の第3木曜日）における各種取組、教育資材の活用、認識度調査等について、計画どおり実施した。</p> <p>また、平成29年3月9日に第10回コンプライアンス委員会を開催し、平成28年度のコンプライアンス推進実績及び推進状況の点検結果を報告するとともに、平成29年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p>	
	③ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会の定期的な開催。	③ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<p><主要な業務実績></p> <p>組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を共有し、その内容をインターネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり幹部会（原則毎週）の開催やインターネットへの掲載を通じ、役職員間の意思疎通及び情報の共有化に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
	④ 個人情報の適正な取扱いを	④ 個人情報保護対策の推進	<p><主要な業務実績></p> <p>6月17日、6月24</p>	<p><評定と根拠> 評定 b</p>

		<p>通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p>	<p>b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった</p>	<p>日及び 8 月 30 日に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員 3 名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に研修を行った（鹿児島：5 月、7 月、10 月、1 月 那覇：10 月）。 12 月 6 日～13 日に個人情報保護管理担当者（各課課長）を対象に個人情報の取扱いに関する自己点検を実施し、現状を確認するとともに、適正な取扱いについて推進を図った。</p>	<p>職員の保有する個人情報の適正な取扱いの重要性を認識させるとともに、適切な保護対策等を習得させることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		<p>⑤ 理事長の意思決定を補佐するための役員会の開催。</p>	<p>⑤ 理事長の意思決定の補佐 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 年度計画の変更、財務諸表の認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、必要に応じて役員会を開催し、審議を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 理事長の意思決定の補佐について、役員会の開催により、十分に取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		<p>⑥ 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会の開催。</p>	<p>⑥ 内部統制の推進 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 5 月 31 日に内部統制委員会を開催し、平成 27 年度におけるモニタリング状況の報告等を行った。 また、9 月 5 日に内部統制委員会を開催し、内部統制に関する基本方針等について、規程の整備及び委員</p>	<p><<評定と根拠> 評定 b 内部統制委員会を開催し、適切な内部統制の推進を図ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	<p>⑦ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取り組みを推進する。</p> <p>(4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、情報セキュリティポリシーの見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p>	<p>⑦ リスク管理対策の推進</p> <p>b :取り組みは十分であった</p> <p>c :取り組みはやや不十分であった</p> <p>d :取り組みは不十分であった</p>	<p>会等の設置を明記する等の一部改正を審議した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>平成28年10月5日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。</p> <p>また、リスク項目の重点的管理や関連規程等の改正など、リスク管理の適切かつ効果的な実施について十分取り組んだ。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>計画どおり、リスク管理委員会を開催し、リスク管理の適切かつ効果的な実施について十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>
	<p>(4) 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>政府機関統一基準群を含む政 府関係機関の一連の対策を踏ま えて、適宜、情 報セキュリティ規程並びに情報 セキュリティ対 策マニュアルの 見直しを行うこ ととし、情報セ キュリティ対策 に係るPDCAサ イクルを構築す るための取組を 推進する。</p>	<p>◇(4) 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(指標=規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策実施の改善等)</p> <p>b :取り組みは十分であった</p> <p>c :取り組みはやや不十分であった</p> <p>d :取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 当機構のセキュリティ規程等について業務等に即し、同規程等の見直しを行った。</p> <p>② 平成28年5月26日に情報セキュリティ委員会を開催し、平成27年度の情報セキュリティ対策実績を報告するとともに、平成28年度の情報セキュリティ対策推進計画や役職員に対する研修計画の了承を得た。</p> <p>③ 平成27年度までに導入したサイバー攻撃を未然に検知する機器、マルウェア（悪意のあるソフトウェア等の総称）等の</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>情報セキュリティ対策の向上を図るため、関係規程の改正、訓練、研修、自己点検、システム台帳の見直し等の取組を計画通りに十分実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>

			<p>挙動を検知するソフトウェア、情報漏えい対策としてファイル暗号化システムの運用を継続した。</p> <p>④ 標的型メール訓練は、訓練回数を役職員に知らせずに実施した（2回実施）。また、標的型メール攻撃に備えた職員用PCのメールソフトの表示設定を徹底した。</p> <p>⑤ 役職員による自己点検、eラーニング方式による研修等を実施した。</p> <p>⑥ システム台帳の項目を見直し、機器等の更新スケジュールが中長期にわたり把握できるよう様式を変更した。</p> <p>⑦ 外部専門家によるセキュリティ診断を実施し、情報漏えい等の重大なセキュリティインシデントに直結するリスクがないことを確認した。</p> <p>⑧ 政府のサイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）等の方針に基づき、情報セキュリティ対策の充実に努めた。</p>	
(5) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セ	(5) 緊急時を含めた連絡体制の整備	◇(5)緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備)	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>緊急時を含めた連絡体制の整備等について、</p>

	<p>キュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>備、情報交換の実施等)</p> <p>b :取り組みは十分であった</p> <p>c :取り組みはやや不十分であった</p> <p>d :取り組みは不十分であった</p>	<p>を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。</p> <p>このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。</p> <p>情報セキュリティインシデントの発生に際しては、整備済の連絡体制・方法により迅速に対応した。</p>	<p>農林水産省担当部局との緊急時を含めた連絡網の整備・更新、同局との情報セキュリティに関する情報交換の実施、情報セキュリティインシデントの発生に伴う対策の実施等の取組を計画通りに十分実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	---	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1-4	4 機能的で効率的な組織体制の整備 (1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し (2)理事数についての検証等							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	4 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	○ 4 機能的で効率的な組織体制の整備 ◇(1)必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 平成29年度から加工原料乳生産者補給金制度が見直され、当該制度と生乳・乳製品の需給及び乳製品売買業務との関連性がより高まることから、当該制度の執行を主たる業務とする畜産経営対策部酪農経営課について、畜産需給部に移管するとともに、生乳需給に係る業務が重みを増すことから、生乳課に名称変更を行った。(10月)	<評定と根拠> 評定 b 制度の見直しに応じて、機能的で効率的な組織体制を整備することができた。 <課題と対応> 特になし			

また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。	また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。	また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、組織体制の見直し等を踏まえ、理事の分掌、副理事長との役割分担等を検証する。	◇(2) 理事数についての検証等 (指標＝理事の分掌、副理事長との役割分担、業務の実績等の検証、あるいは結論を得る。) b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 理事数の検証については、基本的な理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証し、それに基づき各理事の職務の状況について取りまとめ、理事長に報告した。	<評定と根拠> 評定 b 理事の分掌、業務の実績等の検証に取り組むことができた。 <課題と対応> 特になし	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1-5	5 補助事業の効率化等 (1)補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 (2)施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 (3)補助事業の適正、効率的な実施の確保							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業実施計画の整備件数	—	112 件	112 件	161 件	50 件	80 件		
事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数	全ての整備についての協議の実施	112 件	112 件	161 件	50 件	80 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
事後評価で事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合	90%以上	90%	90%	90%	90%	90%		
事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合の実績	—	68%	71%	70%	95%	87%		
達成度合	—	78%	79%	78%	106%	97%		
新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	—	8 事業	12 事業	13 事業	4 事業	4 事業		
事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	8 事業	12 事業	13 事業	4 事業	4 事業		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	13,678 件	4,671 件	1,452 件	1,162 件	1,341 件		
目標業務日以内で承認及び交付決定の通知を行った件数	10 業務日以内の承認及び交付決定の通知	13,677 件	4,671 件	1,451 件	1,161 件	1,341 件		
達成度合	—	99.9%	100%	99.9%	99.9%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
5 補助事業の効率化等 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。 (2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。	5 補助事業の効率化等 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。 (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。	5 補助事業の効率化等 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。 (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施	○ 5 補助事業の効率化等 ◇(1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 b : 公募を実施した d : 公募を実施しなかった ◇(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 ① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。	<主要な業務実績> 平成 29 年度当初予算に係る畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっては原則として公募を行った。 (内訳) 畜産分野：年 1 回、9 事業 野菜分野：年 4 回、2 事業	<評定と根拠> 評定 b 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を原則として公募方式で行うことにより、効率的かつ透明性の高い事業の実施を図ることができた。 <課題と対応> 特になし		
					<主要な業務実績> 事業実施計画の承認の申請があった施設整備件数（80 件）について、事前に事業実施主体と協議（80 件）を行った。 b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満	<評定と根拠> 評定 b 事業実施主体との事前協議を行うことにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は、100%（80 件/80 件）であった。 <課題と対応> 特になし	

② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	であった d : 達成度合は、50%未満であった	② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 b : 評価基準を満たしているものを採択した d : 評価基準を満たしているもの以外を採択した	<主要な業務実績> 評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 (費用対効果・採択件数) 食肉流通改善合理化支援事業 1件 小計 1件 (コスト分析・採択件数) 酪農経営支援総合対策事業 69件 肉用牛経営安定対策補完事業 7件 食肉流通改善合理化支援事業 3件 小計 79件 合計 80件	<評定と根拠> 評定 b 費用対効果分析手法又はコスト分析手法に基づく評価基準を満たす事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。 <課題と対応> 特になし
③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった	<主要な業務実績> 採択した施設等について、年度の途中における工事の進捗等に関する報告を受けたが、現地調査を必要とするものではなかった。	<評定と根拠> 評定 b 事業実施計画の重要な変更等が必要と認められる案件がなく、施設等の設置工事は事業実施計画に沿って進行していることを確認でき	

④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。	④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。	った d : 必要はあったが、不十分であった	④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（22件）及び5年目までのもの（32件）について利用状況を確認するとともに、複数年度分のデータが蓄積された施設のうち施設の利用状況等が計画を下回るもの等の10件について現地調査・指導を行った。	た。 <課題と対応> 特になし <評定と根拠> 評定b 現地調査を実施した新規参入円滑化対策事業については、施設を利用する農家の経営改善意識の醸成と、所属する農協等による指導等が不可欠なことから、現地調査を通じて、これらを当事者に周知することができた。
また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。 なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している	また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。 なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している		⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。 b : 達成度合は、100%以上であった c : 達成度合は、70%以上100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としている施設15件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、2件（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業1件、食肉流通施設等を整備する事業1件）については、投資効率が1以下となり、全件数に占める投資効率1	<評定と根拠> 評定c 達成度合は97%（87%/90%）となった。引き続き、投資効率が1以下のものについては改善策を提出させ、当初目標を達成するよう指導した。 <課題と対応> 特に肉用牛生産の新規参入を支援する事業においては、新規参入者の飼養管理技術が十分でない場合があることから、引き続き事業実施主体等と連携し、支援体

	場合には改善を行わせるよう指導する。	場合には改善を行わせるよう指導する。		<p>超の割合は、87%であった（15件中13件）。</p> <p>投資効率が1以下のもの（2件）については、事業実施主体から改善策を提出させ、当初目標が達成できるよう指導した。</p> <p>なお、食肉流通施設等を整備する事業1件については、出荷頭数の減少によるものであり、関係機関と連携した集荷等の対応を行うよう現地指導した。</p> <p>また、新規参入者の現地調査・指導については、事業実施主体等と連携して支援体制の強化等に努め、平成26年度以降、早期指導の観点から、経営開始当初のものも対象として行っており、平成28年度も引き続き同様に（9件）実施した。</p> <p>※ 肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は、平成27年度から国へ移管</p>	
(3) そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公	(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき、以下の対応を行う。	(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。	◇(3)補助事業の適正、効率的な実施の確保	<主要な業務実績>	<評定と根拠>

<p>表等を行う。</p> <p>また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 新規事業を中心、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>等の基準に基づいた事業の審査</p> <p>b :取り組みは十分であった</p> <p>c :取り組みはやや不十分であった</p> <p>d :取り組みは不十分であった</p> <p>② 巡回指導等の実施</p> <p>分子を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。</p> <p>b :達成度合は、90%以上であった</p> <p>c :達成度合は、50%以上 90%未満であった</p> <p>d :達成度合は、50%未満であった</p>	<p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、基準に基づく審査を実施した（762 件）。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。</p> <p>(内訳)</p> <p>畜産分野：726 件 野菜分野：36 件</p> <p><主要な業務実績></p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業における新規 1 事業・拡充 2 事業の全てについて、事業実施主体に対する事業説明会（12 回）を実施するとともに、継続事業についても同様の会議（16 回）を実施した。</p> <p>また、巡回指導（80 回）を計画的に実施した。</p> <p>野菜農業振興事業における拡充 1 事業（加工・業務用野菜生産基盤強化事業）について、事業説明会（2 回）を実施するとともに、28 の事業実施主</p>	<p>評定 b</p> <p>審査基準に基づく確認を起案文書ごとに行うことにより、事業の審査を的確に実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
				<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における緊急対策を含む新規・拡充事業の説明会等を計画的に行うことにより、事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は 100%（4 事業/4 事業）であった。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

			体に対して現地確認調査を実施した。		
③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。	③ 事業の進行管理システムに基づいて、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。	③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。	<評定と根拠> 評定 b 進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施した。	
④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るために、平成 28 年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 提供する情報について、計画どおり適期にホームページにおいて公表できた。	
⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。	⑤ 事務処理手続きの迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が 10 までの期間が 10	⑤ 事務処理手続きの迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を 10 業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外す	<主要な業務実績> 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が 10 業務日以内であった割合は 100% であった（総受	<評定と根拠> 評定 b 進行管理システムの活用等による進行管理の徹底により、速やかな事務処理を行うことができた。達成割合は 100% (1,341 件/1,341 件) であった。	

		<p>業務日以内である件数の全件数に占める割合を90 % 以上とする。</p> <p>b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>理件数 1,341 件に対し、10 業務日以内に行った件数は 1,341 件)。 (内訳) 畜産分野：996 件/996 件 野菜分野：345 件/345 件</p>		
⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。	⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。	<p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p> <p>b : 適切な評価手法を導入した d : 評価手法を導入しなかった</p> <p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等</p> <p>b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成 28 年熊本地震への緊急支援対策として実施した下記の 3 事業の補助対象について、それぞれ「簡易牛舎（又は豚舎）の整備」、「施設の補改修に必要な資材の支給」に係る新たなコスト分析基準を設定した。</p> <p>① 肉用牛経営安定対策補完事業のうち災害緊急支援対策事業 ② 酪農経営支援総合対策事業のうち災害緊急支援対策事業 ③ 養豚経営安定対策補完事業のうち災害緊急支援</p> <p><主要な業務実績> 事業実施状況等を踏まえた結果、評価手法の改善等の必要がなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 新たな評価手法を導入すべき補助事業について、全て適切な評価手法を導入した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 評価手法の改善等の必要がなかった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

	⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。	⑦ 機構の業務実施に必要な経費を確保する等のため、畜産業振興事業について、次の取組を行う。 ア 決算上の不用理由の分析を行なう。	⑧ 決算上の不用理由の分析 b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成 27 年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、平成 28 年7月1日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。	<評定と根拠> 評定 b 不用額の大きい事業について、その理由を分析した。 <課題と対応> 特になし
	また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。	イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。	⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 事業実施要綱の制定・改正を通じ、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方を見直した。また、沖縄食肉価格安定等特別対策事業において事業実施主体に造成していた基金については、事業実施期間が終了したことから閉鎖した。	<評定と根拠> 評定 b 事業実施要綱の制定・改正を通じて、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行うことができた。 <課題と対応> 特になし
		ウ 造成された基金について、	⑩ 基準等の見直し	<主要な業務実績> 基金基準等に準じ	<評定と根拠> 評定 b

	<p>補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直し等を行う。</p>	<p>b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う）</p>	<p>て定めた基金管理基準に基づき 8 基金の見直しを行い、その結果を公表した。 なお、この見直しで返納等の措置を要する基金はなかった。</p>	<p>基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。</p>	
--	--	--	--	------------------------------------	--

4. その他参考情報

（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」のうち、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しへの対応）

- 1 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの支援に努める件については、現地調査、本部でのヒアリング、事業説明会、ホームページの周知等を通じて実施している。
- 2 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る件については、関係する法律、規程により該当する者を事業の対象外とする等の措置が既に導入されている。
- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する件については、これらの内容を事業説明会及びホームページを通じて周知している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1 - 6	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第4 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた	○ 6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 (指標=適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 短期借入金の借入れに当たり、平成29年3月23日に一般競争入札を実施し、平成29年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)は、0%となった。 【参考】 応札金融機関：5社 【固定利率の推移】 <22年度> 0.05% <23年度> 0.01% <24年度> 0.009% <25年度> 0.001% <26年度> 0% <27年度> 0% <28年度> 0%	<評定と根拠> 評定b 競争性を持たせた決定方法により、借入利率のうち固定利率(スプレッド)を低く抑えることができた。 また、年末年始を除き全ての借入期間を1週間以内とし利率(日本円TIBOR)を最も低くすることにより、借入利息の削減を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

<p>コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p>	<p>ては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p>	<p>適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p>	<p>また、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内としたことにより、変動利率（日本円TIBOR）は最も低くなり、借入利息の削減を行った。</p>	
--	---	----------------------------------	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-7	7 長期借入れを行う場合の留意事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 長期借入れを行う場合の留意事項 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては市中の金利情勢等を考慮	7 長期借入れを行う場合の留意事項 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては市中の金利情勢等を考慮	-	○7 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入 a:取り組みは十分であった b:取り組みはやや不十分であった c:取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う）	<主要な業務実績> 長期借入は行わなかった。 a:取り組みは十分であった b:取り組みはやや不十分であった c:取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う）	<評定と根拠> 評定一 <課題と対応> -	

	し、極力有利な条件での借入れを図る。	るに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。				
--	--------------------	---------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2-1	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 3 緊急対策 (1)畜産関係業務							

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
養豚補填金を交付した回数	—	12,579件	3,011件	—	—	—		
目標業務日以内に交付した回数	21業務日以内の交付	12,579件	3,011件	—	—	—		
達成度合	—	100%	100%	—	—	—		

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、畜産振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとめごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとめごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当される。なお、当期総利益のマイナスは、リース債務とこれに係る減価償却費の差である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置			
1 経営安定対策	1 経営安定対策	1 経営安定対策	○1 経営安定対策			
(1)畜産関係業務	(1)畜産関係業	(1)畜産関係業	(1)畜産関係業			

① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 肉用牛経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、次の取組を行う。 ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補填金を迅速・的確に交付するため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。	務 ① 畜産業振興事業 ◇ア 肉用牛対策 (ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった (イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金を月ごとに交付できるよう、月ごとに生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。 平成 28 年度基金造成額 : 583 億 4 千万円 <主要な業務実績> 平成 28 年 4 月に全国会議、5 月に電算システム研修会及び 12 月に新任者事務研修会を開催するとともに、月ごとに事務連絡文書を発出し、生産者への迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。	<評定と根拠> 評定 b 補填金の交付に必要な基金造成額を月ごとに把握し、基金造成を適切に行うことができた。 <課題と対応> 特になし	
イ 養豚対策 養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。	イ 養豚対策 養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生	イ 養豚対策 養豚生産者からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に	◇イ 養豚対策 生産者補填金の的確な交付分母を養豚補填金を交付した回	<主要な業務実績> 平成 27 年度第 4 四半期、平成 28 年度第 1 ~ 第 3 四半期分に係る補填金は、平均粗	<評定と根拠> 評定 -	

		産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	生産者補填金等を交付する。	数とし、分子を当該補填金を 21 業務日以内に交付した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	収益が平均コストを上回ったため、交付されなかつた。		
ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策については、新規・拡充事業について事業実施主体への指導等の取組を重点的に実施するなど、事業の効率的かつ適正な実施を図る。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b : 達成度合は、90%以上であった c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった d : 達成度合は、50%未満であった	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあっては、全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第 1 の 5 の(3)の②参照)	<評定と根拠> 評定 b 第 1 の 5 の(3)の②参照 <課題と対応> 特になし		
3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うも	3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に	3 緊急対策 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に	○ 3 緊急対策 ◇(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に	<主要な業務実績> 平成 28 年 4 月に発生した平成 28 年熊本地震による被害への対応 口蹄疫等悪性伝染病発生時等	<評定と根拠> 評定 b 平成 28 年熊本地震等の自然災害や高病原性鳥インフルエンザの発生に際		

<p>のを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行なう。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p>	<p>対応して緊急に行なうものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行なう。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮する。</p>	<p>対応して緊急に行なうものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行なう。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮する。</p>	<p>における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>措置された既存事業の拡充や要件緩和等について、国の要請に基づき、早期に事業が実施できるよう実施要綱の改正等を速やかに行なった。</p> <p>(事業数：8事業。うち拡充3事業、要件緩和等5事業)</p>	<p>しては、新規事業の創設や既存事業の拡充等により機動的かつ円滑に対応することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p>また、平成28年8、9月に来襲した台風第7号等による被害への畜産支援対策として措置された既存事業の拡充や要件緩和等及び新規事業として措置された粗飼料確保緊急対策事業について、国の要請に基づき、早期に事業が実施できるよう実施要綱の改正、制定等を速やかに行なった。</p> <p>(事業数：9事業。うち拡充3事業、要件緩和等5事業、新規1事業)</p> <p>これら災害対策の実施に当たっては、実態把握や現地の要望聴取等のため、現地調査及び説明会（計8回）を実施した。</p> <p>さらに、平成28年11月から平成29年3月まで高病原性鳥インフルエンザが断続的に発生したことから、家畜防疫互助基金支援事業による対応</p>
---	---	---	---	--	--

				を検討し、同事業の補助限度額の変更及び補助金交付決定を速やかに行つた。 (事業数：1事業)		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、関連する補填金等の発動が少なかつたこと等のため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2—2	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 (2) 加工原料乳生産者補給交付金の交付							

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	—	49 件	47 件	44 件	44 件	43 件		
目標業務日 以内に交付 した件数	18 業務日 以内の交付	49 件	47 件	44 件	44 件	43 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
受託数量等 を公表した 回数	—	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		
目標業務日以 内に公表 した回数	9 業務日以 内に公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、加工原料乳生産者補給交付金の交付事業全体に関するもの（指定生乳生産者団体へ交付される交付金が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとめごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとめごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成 25 及び 28 年度の経常利益のマイナスに対しては、前中期目標期間繰越積立金取崩額を充当し、平成 27 年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益を充当したため、当期総利益は 0 円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 (2)加工原料乳生産	1 経営安定対策 (1)畜産関係業 務 (2)加工原料乳生	1 経営安定対策 (1)畜産関係業 務 (2)加工原料乳生	○ 1 経営安定 対策 (1)畜産関係業 務 (2) 加工原料乳					

者補給交付金の交付 ア 加工原料乳生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	産者補給交付金の交付 ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	産者補給交付金の交付 ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	生産者補給交付金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を支払請求件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であった	<主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金について 18 業務日以内に全件交付した(43 件)。 加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るに当たっては、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発するとともに、その後においても電話等で指導を行った。	<評定と根拠> 評定 b 支払請求があった全てについて 18 業務日以内の交付ができた。達成度合は、100% (43 件/43 件) であった。 <課題と対応> 特になし	
	イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。	イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に公表する。	◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を 9 業務日以内に公表した回数とする。 b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であった	<主要な業務実績> 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、全て 9 業務日以内に公表した。 事務処理の迅速化等を図るに当たっては、都道府県及び指定生乳生産者団体へ文書を発し、相互連絡等について指導を行った。	<評定と根拠> 評定 b 加工原料乳認定数量等に係る情報を全て 9 業務日以内に公表できた。達成度合は、100% (12 回/12 回) であった。 <課題と対応> 特になし	

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

生乳生産の減少に伴う加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2—3	1 経営安定対策 (1)畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付						

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	8回	6回	4回	4回	4回		予算額(千円)
目標業務日以内に交付した回数	14 業務日以内の交付	8回	6回	4回	4回	4回		決算額(千円)
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	4回	4回	4回	4回			経常利益(千円)
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回	4回	4回			当期総利益(千円)
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、肉用子牛生産者補給交付金等交付事業全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、平成25及び26年度の当期総利益は0円となる。平成27年度は業務対象年間終了に伴う返還金があり、当期総利益は105億円となる。
平成28年度は、当期総利益はマイナス21億円であり、これに対しては積立金を取り崩して充当する予定である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
1 経営安定対策	1 経営安定対策	1 経営安定対策	○1 経営安定対策				

	(1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 肉用子牛生産者補給交付金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	(1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 肉用子牛生産者補給交付金について、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	(1)畜産関係業務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。	(1)畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 平成 27 年度第 4 四半期、平成 28 年度第 1 ~ 第 3 四半期分に係る生産者積立助成金については、指定協会からの交付申請書を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。 交付業務の迅速化に当たっては、全国会議を開催して、事務スケジュールの順守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期ごとに事務連絡文書を発して周知した。	<評定と根拠> 評定 b 交付申請書を受理した日から 14 業務日以内にすべて交付することができた。達成度合は 100% (4 回/4 回) であった。 <課題と対応> 特になし	
	イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を公表 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後に速やかに公表する。	イ 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日	イ 交付状況に係る情報の公表 ◇イ ホームページ等による交付状況等の公表 (ア) 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日	(ア) 5 業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 b : 達成度合は、	<主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付実績について は、交付を終了した日 (発動がないときは平均売買価格告示日) から全て 5 業務日以内に公表した。	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100% (4 回/4 回) であった。 <課題と対応> 特になし	

	から 5 業務日以内に公表する。	交付を終了した日から 5 業務日以内に公表する。	100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	(イ) 生産者補給金交付通知書(葉書)の活用 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 生産者補給金等の発動がなかったため、生産者補給金交付通知書(葉書)の送付はしなかった。 <評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

肉用子牛の平均売買価格が全品種で高騰し、保証基準価格を上回ったことから、生産者補給交付金の発動がなかったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2—4	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助							

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
買入れ又は 売渡しの実 施回数	—	—	—	—	—	—	—	
目標業務日 以内に買入 れ又は売渡 しを実施し た回数	30 業務日 以内の買入 れ又は売渡 しを実施	—	—	—	—	—	—	
達成度合	—	—	—	—	—	—	—	
指定食肉の 需給動向の 公表月数(計 画値)	12月	12月	12月	12月	12月	12月	—	
指定食肉の 需給動向の 公表月数(実 績値)	—	12月	12月	12月	12月	12月	—	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	—	
国が保管計 画の認定を行 った回数	—	—	—	—	—	—	—	
目標業務日 以内に調整 保管の交付 決定を行っ た回数	14 業務日 以内の交付 決定	—	—	—	—	—	—	
達成度合	—	—	—	—	—	—	—	

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定食肉の売買事業等に関するものその他、平成27年度以降はこれらに係る情報収集提供事業に関するものを掲載している。

- 2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成 28 年度は、運営費交付金収益化基準の改訂により当期総利益が計上される。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (1) 畜産関係業務 ①指定食肉の売買 指定食肉の価格 安定を図るため、 指定食肉の買入れ・ 売渡しを決定した場合 した場合は、決定 した日から 30 業 務日以内に売買業 務を実施する。	(1) 畜産関係業 務 ①指定食肉の売 買 ア 指定食肉の 買入れ・売渡し を決定した場合 は、決定した日 から 30 業務日以 内に売買業務を 実施する。	<主要な業務実績> 指定食肉の買入れ は実施しなかった。 <評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし

イ 指定食肉の買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	イ 指定食肉の買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	イ 指定食肉の需給動向の公表分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 指定食肉の価格安定に資するため、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、日、週及び月単位でホームページにおいて公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測を毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績のかい離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 指定食肉等の需給動向等を、毎月、定期的に公表し、達成度合は、100%（12月／12月）であった。 <課題と対応> 特になし	
② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付	ア 畜産物の需給動向の把握 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を	<主要な業務実績> 畜産物の価格安定に資するため、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。 <評定と根拠> 評定b 計画どおり畜産物の需給動向を把握することができた。 <課題と対応> 特になし	
				<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし	

		決定を行う。	行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)	かった。		
--	--	--------	---	------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

指定食肉売買事業及び調整保管事業は、指定食肉等の価格の動向から実施に至らなかつたため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2—5	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 (3) 指定乳製品等の輸入・売買						

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
指定乳製品 等の輸入の 契約数	—	—	—	193 件	133 件	76 件			予算額(千円)	9,215,991	28,901,143	21,025,165	14,649,740	
目標業務日 以内に売渡 した契約数	20 業務日 以内の売渡 し	—	—	193 件	133 件	76 件			決算額(千円)	7,319,597	26,191,112	18,982,539	13,599,825	
達成度合	—	—	—	100%	100%	100%			経常費用(千円)	6,388,479	23,738,465	15,261,747	11,446,817	
国から通知 を受けた輸 入数量	全量の輸入	137,202 トン	137,202 トン	137,202 トン	137,202 トン	137,202 トン			経常利益(千円)	0	11,904,798	5,665,460	0	
輸入入札に 付した数量	—	137,211 トン	137,208 トン	137,206 トン	137,214 トン	137,203 トン			当期総利益(千円)	0	11,904,798	5,760,598	0	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	10.40	10.45	10.25	10.25	
国が指示す る方針によ る売渡計画 の数量	計画の確実 な実施	14,084 トン	21,699 トン	22,656 トン	27,263 トン	29,753 トン								
売渡入札に 付した数量	—	14,084 トン	21,699 トン	22,656 トン	27,263 トン	29,753 トン								
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%								
需給に關す る情報の公 表月数(計画 値)	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月								
需給に關す る情報の公 表月数(実績)	—	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月								

値)														
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%								
売買実績に 係る情報の 公表した回 数	一	12回	12回	12回	12回	12回								
目標業務日 以内に公表 した回数	19 業務日 以内の公表	12回	12回	12回	12回	12回								
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%								

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定乳製品等の輸入・売買事業全体に関するもの（輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益は、同一勘定（補給金等勘定）の加工原料乳生産者補給金等に充当した後の額。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策	<主要な業務実績> バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、平成28年5月31日付けて農林水産大臣から輸入承認を受け、年度内に輸入したバター、脱脂粉乳及び加糖れん乳のうち、中期計画等のただし書きによるもの以外の契約全てについて20業務日以内に売渡しを行い、達成度合は100% (76/76件) であった。	<評定と根拠> 評価 b 農林水産大臣から輸入承認を受け、年度内に輸入したバター、脱脂粉乳及び加糖れん乳のうち、中期計画等のただし書きによるもの以外の契約全てについて20業務日以内に売渡しを行い、達成度合は100% (76/76件) であった。	
(1)畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20	(1)畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から	(1)畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から	○ 2 需給調整・価格安定対策 (1)畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から	<主要な業務実績> バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、平成28年5月31日付けて農林水産大臣から輸入承認を受け、年度内に輸入したバター、脱脂粉乳及び加糖れん乳のうち、中期計画等のただし書きによるもの以外の契約全てについて20業務日以内に売渡しを行い、達成度合は100% (76/76件) であった。	<評定と根拠> 評価 b 農林水産大臣から輸入承認を受け、年度内に輸入したバター、脱脂粉乳及び加糖れん乳のうち、中期計画等のただし書きによるもの以外の契約全てについて20業務日以内に売渡しを行い、達成度合は100% (76/76件) であった。	

業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	ら現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	ら現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	<p>められる場合を除く。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>また、平成 28 年 9 月 27 日付けで同じくバター4,000 トンの輸入承認を受け、バターは 91 件の輸入業務委託契約を締結した(委託業務契約数計:バター171 件、脱脂粉乳 20 件、加糖れん乳 6 件)。</p> <p>このうち、バター28 件 (4,366.4 トン)、脱脂粉乳 20 件 (2,000 トン) については、国内の需給状況を踏まえて売渡時期を判断することとし、中期計画等のただし書きにより、20 業務日以内の売渡しの対象から除外したほか、バター 73 件については、29 年度の引渡しとなることから、これらを除くバター70 件及び加糖れん乳 6 件の契約全てについて 20 業務日以内に売渡しを行った。</p> <p>(参考) 平成 28 年度は、平成 27 年度に続き機構が相当量の業務用バターの追加輸入を行ったことなどから、バターの需給は安定しており、バター店頭調査における家庭用バターの欠品率は、ほぼゼロで推移している。</p>	特になし	
---	---	---	--	---	------	--

イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。	イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。	イ 国家貿易機関として、平成28年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てる。	◇イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 国家貿易機関として、平成28年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202 トン ii) 輸入入札に付した数量(不落札分を除く。) バター7,000 トン 脱脂粉乳 2,000 トン ホエイ・調製ホエイ 4,500 トン デイリースプレッド 341.7 トン バターオイル 190.4 トン 全乳換算 137,203 トン	<評定と根拠> 評定 b 国から通知を受けた数量の全量について、輸入入札に付した上で契約を締結できた。達成度合は、100% (137,203 トン / 137,202 トン) であった。 <課題と対応> 特になし	
			◇ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等 (ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指示する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付し	<主要な業務実績> 四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デイリースpread並び	<評定と根拠> 評定 b 指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は、100% (29,753 トン / 29,753 トン) であった。	

		<p>た数量とする。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>	<p>にバターオイルを売渡入札に付した。</p> <p>i) 売渡計画の数量 29,753 トン</p> <p>ii) 売渡入札に付した数量 29,753 トン</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>(イ) 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握するとともに、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>需要者の要望・意見等を把握することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握とともに、生乳</p>	<p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳</p>	<p>◇エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳生産量、用途別処理量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、形態別</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、「バターの形態別在庫量」及び「バター及び脱脂粉乳の需給予測」を、毎月、定期的にホームページに公</p>	

	<p>及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。</p>	<p>に、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p>	<p>b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>バターの需要調査を実施し、ホームページにおいて公表した。 また、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績のかい離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。</p>	<p>表し、達成度合は、100% (12月／12月)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
ウ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	<p>オ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>◇オ 売買実績に係る情報の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>売戻相手先に対して輸入許可書の速やかな提出を依頼すること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおいて翌月の19日までに全て公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月の19日までに公表し、達成度合は、100% (12回／12回) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2-6	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 ② 契約指定野菜安定供給事業 ⑤ ホームページ等による業務内容等の公表						

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(指定野菜)	—	955 件	1,123 件	1,435 件	869 件	821 件		予算額(千円)	21,767,519	21,781,682	21,897,813	22,371,882	
目標業務日以内に交付した件数	11 業務日以内の交付	955 件	1,123 件	1,435 件	869 件	821 件		決算額(千円)	9,688,130	9,194,439	6,351,258	9,225,343	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	9,216,810	8,880,360	5,872,431	8,965,430	
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(契約指定野菜)	—	24 件	36 件	63 件	21 件	73 件		経常利益(千円)	0	0	△ 411,972	△2,747	
目標業務日以内に交付した件数	22 業務日以内の交付	24 件	36 件	63 件	21 件	73 件		当期総利益(千円)	0	0	0	0	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	13.50	13.50	13.60	13.60	
リレー出荷の特例措置に係る周知を図る者の総数(計画)	500 者以上	—	500 者	500 者	500 者	500 者							

値)														
リレー出荷の特例措置に係る周知を図った者の総数(実績値)	—	—	1,343 者	1,307 者	1,737 者	1,203 者								
達成度合	—	—	269%	261%	347%	241%								
交付予約数量等の公表月数(計画値)	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月								
交付予約数量等の公表月数(実績値)	—	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月								
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%								

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜生産出荷安定対策事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成 27 及び 28 年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金等）が充当されるため、当期総利益は 0 円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理し	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理し	○ 1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ◇① 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理し	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、 生産者補給交付金等の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をその	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付したことから、達成度合は 100% (821 件 / 821 件) であった。 <課題と対応> 特になし	

務日以内に交付する。	体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	た日から 11 業務日以内に交付する。	うち 11 業務日以内に交付した件数とする。 b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であった	した。		
② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。	② 契約指定野菜安定供給事業 ◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち 22 業務日以内に交付した件数とする。 b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であった	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請の総件数 73 件に対し、申請内容について、電話による確認を個別に行うこと等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に全て交付した。	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、22 業務日以内に交付したことから、達成度合は、100% (73 件/73 件) であった。 <課題と対応> 特になし	
また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、国によるリレー出荷の特例措置に係る認定が、中期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特	また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特	◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知 分母を説明会の開催やパンフレットの配布を通じて周知を図る者の総数 500	<主要な業務実績> リレー出荷の特例措置等に係るパンフレットを機構登録生産者、法人協会に所属する野菜生産者等 1,203 者に配布した。 また、野菜の交流会	<評定と根拠> 評定 b リレー出荷の特例措置等の周知等を十分に行うことができ、達成度合は 241% (1,203 者/500 者) であった。	

	<p>グループ以上行わ れることを目標 に、本特例措置の 効果的な周知を行 い、機構が設定す る効果的な周知等 に係る目標の達成 状況について厳格 に検証し、本特例 措置の利用促進に 関する見直しを行 う。</p> <p>また、効果的 な周知に係る当 該目標の達成状 況について厳格 に検証し、本特 例措置の利用促 進に関する見直 しを行う。</p>	<p>例措置に係る認 定に資するよ う、生産者に加 え、実需者や流 通業者等を対象 に、国と連携し た事業の活用を 促進する説明会 等の年2回以上 の実施やパンフ レットの配布、 リレー出荷の優 良事例の紹介等 を通じて、毎年 500以上の者に 対して当該特例 措置の周知を図 る。</p>	<p>例措置に係る認 定に資するよ う、生産者に加 え、実需者や流 通業者等を対象 に、国と連携し た事業の活用を 促進する説明会 等の年2回以上 の実施やパンフ レットの配布、 リレー出荷の優 良事例の紹介等 を通じて、毎年 500以上の者に 対して当該特例 措置の周知を図 る。</p>	<p>者とし、分子を これら周知活 動を通じて周知 を図った実績者 数とする。 b：達成度合は、 100%以上であ った c：達成度合は、 70%以上100% 未満であった d：達成度合は、 70%未満であっ た</p>	<p>等を活用し説明会（6 回）を実施した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>
<p>⑤ ホームページ 等による業務内 容等の公表</p> <p>ホームページ等 において、透明性 を確保する観 点から、野菜 価格安定制度の 対象となっ ている各品目及 び出荷時期ごとの 交付予約数量、 価格等に 関する情報 を、原則として 毎月公表する。</p>	<p>⑤ ホームペー ジ等による業 務内容等の公表</p> <p>本業務の透明 性を確保する観 点から、ホーム ページ等におい て、野菜価格安 定制度の対象と なっている各品 目及び出荷時 期ごとの交付予 約数量、価格等 に関する情報 を、原則と する。</p>	<p>⑤ ホームペー ジ等による業 務内容等の公表</p> <p>ホームページ 等において、透 明性を確保する 観点から、野菜 価格安定制度の 対象となっ ている各品目及 び出荷時期ごとの 交付予約数量、 価格等に 関する情報 を、原則と する。</p>	<p>◇⑤ ホームペ ージ等による業 務内容等の公表</p> <p>ホームページ 等において、透 明性を確保する 観点から、野菜 価格安定制度の 対象となっ ている各品目及 び出荷時期ごとの 交付予約数量、 価格等に 関する情報 を、原則と する。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>野菜価格安定制度 の対象となっている 各品目及び出荷時 期ごとの交付予約 数量及び交付金額に ついて毎月ホームページ に掲載した。</p> <p>また、対象出荷期間 の終了月の翌月に、指 定野菜価格安定対策 事業の対象となっ いる各品目の旬別又 は月別の平均販売価</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>年度を通じて、毎月公表 し、達成度合は、100%（12 月／12月）であった。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>

	原則として毎月公表する。	して毎月公表する。	b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70 % 以上100 % 未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	額をホームページに掲載した。		
--	--------------	-----------	--	----------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

指定野菜の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2—7	<p>1 経営安定対策</p> <p>(2)野菜関係業務</p> <p>③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>④ 野菜農業振興事業</p> <p>2 需給調整・価格安定対策</p> <p>(2)野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>② ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>3 緊急対策</p> <p>(2)野菜関係業務</p>

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数(特定野菜)	—	763 件	939 件	969 件	679 件	632 件		予算額(千円)
目標業務日以内に交付した件数	11 業務日以内の交付	763 件	939 件	969 件	679 件	632 件		決算額(千円)
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)
野菜の需給動向・価格動向等に関する情報の公表月数(計画値)	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月		経常利益(千円)
野菜の需給動向・価格動向等に関する情報の公表月数(実績値)	—	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月		当期総利益(千円)
								従事人員数
								25年度
								26年度
								27年度
								28年度
								29年度

達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%							
------	---	------	------	------	------	------	--	--	--	--	--	--	--

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜農業振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとめごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとめごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金等）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	○ 1 経営安定対策 ◇③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	<主要な業務実績> 助成金の交付については、交付申請の総件数632件に対し、申請書等の迅速な確認・決裁に努めた結果、交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。 分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<評定と根拠> 評定b 交付申請のあった全てについて、11業務日以内に交付したことから、達成度合は、100% (632件/632件) であった。 <課題と対応> 特になし	
④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生	◇④ 野菜農業振興事業 国、事業実施主体等との連携	<主要な業務実績> 機構主催の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の	<評定と根拠> 評定b 事業の積極的なPRに努めるとともに、事業の適	

<p>家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う。）</p>	<p>説明を行った。その他、業界紙への広告掲載、法人協会等を通じたパンフレットの配布等により、事業の普及を図った。 <課題と対応> また、事業の積極的なPRに努めた結果、1次、2次、3次公募合わせて57事業実施主体（173契約）を採択し、天候不順等に伴う出荷減により予定収入を下回った場合等、事業が発動した33事業実施主体（96契約）に交付金を交付した。併せて、事業実施主体からのヒアリング等により、事業の効果及び課題を検証し、農林水産省に報告した。また、事業の一層適正な実施を図るために、農林水産省と協議を行い、対象要件の緩和等を図るために要領改正を行った。</p>	<p>正な実施を図るための規程の改正を行うなど、事業の機動的・弾力的な実施に資する取り組みを行った。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
<p>2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ①野菜農業振興事業 　野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給に関する事業その他の野菜農業の振</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ①野菜農業振興事業 　野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ①野菜農業振興事業 　野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需</p>	<p>○ 2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 　野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需</p>	<p>◇① 野菜農業振興事業の実施 ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の実施 　野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需</p>	<p><主要な業務実績> 国、事業実施主体等と連携し、産地情報調査員設置事業24件、野菜緊急需給調整推進助成事業10件を実</p> <p><評定と根拠> 評定 b 　産地情報調査員設置事業により産地に調査員を設置するとともに、野菜緊急需給調整推進助成事業</p>

					<p>機動的・弾力的な実施</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p> <p>施し、交付金を交付した。また、野菜需給協議会等各種会議（16回）の場を活用して事業の普及・推進を図った。</p> <p>加工・業務用野菜生産基盤強化事業について、事業実施主体 115 者に対して交付決定を行うなど事業を適切に実施した。</p> <p>また、29 年度から、事務負担の大幅な軽減が適正に実施されるよう交付申請書の添付書類の緩和等をするための要領改正等を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。	また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。	また、緊急需給調整事業については、平成 28 年度中に国による見直し方針が決定されるように、国と協議を継続するとともに、国からの要請に応じ、見直し作業に必要な情報の提供等を行う。	イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討	<主要な業務実績> 機構の見直し案を踏まえ、農林水産省と協議を実施するとともに、協議を促進するため、見直し作業のスケジュールについて、調整した。	<評定と根拠> 評定 b <p>事業メニューの見直しについて検討するとともに、見直しスケジュール等について、農林水産省と共通認識を持つことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営	② ホームページ等による業務内容等の公表 需給動向に的確に対応し得るような農業経営	② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に	② ホームページ等による業務内容等の公表 野菜の需給・価格等に関する的確な情報の公	<主要な業務実績> 生産者の経営判断に資するよう、指定野菜等の需給・価格の見通しを毎月 2 回公表するとともに、野菜の需給協議会等の概要を	<評定と根拠> 評定 b <p>野菜の需給・価格に関する統計データ等について毎月公表するとともに、野菜需給協議会等の概要を</p>	

得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	者を育成する等の観点から、ホームページ等において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。	表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	需給・価格に関する統計データについて、毎月ホームページで公表するとともに、調査した産地の動向及び野菜需給協議会の概要等についても公表した。	<課題と対応> 特になし	
3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを作対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	3 緊急対策 (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	○ 3 緊急対策 ◇ (2) 野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。	<主要な業務実績> 発動すべき事態が発生しなかったため、実施しなかった。 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし	

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

特定野菜等の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、助成金額が予算額を下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2-8	1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 ② 国内産糖交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表							
	2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務							

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
甘味資源作 物交付金概 算払請求の 総件数	—	164 件	179 件	184 件	181 件	209 件		
目標業務日 以内に交付 した件数	8 業務日以 内の交付	164 件	179 件	184 件	181 件	209 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
国内産糖交 付金の申請 書の受理期 の合計	—	30 期	34 期	36 期	34 期	35 期		
目標業務日 以内に交付 した期の合 計	18 業務日 以内の交付	30 期	34 期	36 期	34 期	35 期		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
交付決定数 量を公表し た回数	—	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		
目標の期日 までに公表 し回数	翌月 15 日 までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
売買実績を	—	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		
予算額（千円）		65,057,264	64,641,478	63,119,854	65,418,942			
決算額（千円）		61,674,032	59,471,059	62,040,175	63,000,937			
経常費用（千円）		61,614,931	59,465,541	62,040,224	63,000,985			
経常利益（千円）		3,502,238	3,069,661	1,714,943	△3,329,008			
当期総利益（千円）		3,502,238	3,133,525	1,714,943	△3,329,008			
従事人員数		23.70	23.70	23.68	23.68			

公表した回数														
目標の期日までに公表し回数	翌月 15 日までの公表	12回	12回	12回	12回									
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%								

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、甘味資源作物交付金の交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成 28 年度の当期総利益はマイナスとなっており、繰越欠損金として整理。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (3)砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。	○ 1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業務 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。	<主要な業務実績> ◇① 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があつた、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を 8 業務日以内に交付を完了した件数とする。 b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であつ	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあつた全てについて 8 業務日以内に交付することができた。達成度合は、100% (209 件/209 件) であった。 <課題と対応> 特になし	

② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	た ◇② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	<主要な業務実績> 国内産糖交付金について、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、交付申請があった延べ 35 期における 155 件全てについて、18 業務日以内に交付金を交付した。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、18 業務日以内に交付することができた。達成度合は、100% (35 期 /35 期) であった。 <課題と対応> 特になし	
③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	<主要な業務実績> 砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公表するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月 15 日までに、ホームページにおいて公表した。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て翌月 15 日までに公表することができた。達成度合は、100% (12 回 /12 回) であった。 <課題と対応> 特になし	

			d : 達成度合は、70%未満であった			
2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (3)砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 ○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	<p>○ 2 需給調整・価格安定対策</p> <p>◇ (3) 砂糖関係業務</p> <p>　砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>　砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月15日までにホームページにおいて公表した。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>　計画どおり、全て翌月15日までに公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2—9	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表							
	2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務							

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
でん粉原料 用いも交付 金の概算払 請求の総件 数	—	87 件	87 件	96 件	86 件	80 件		
目標業務日 以内に交付 した件数	8 業務日以 内の交付	87 件	87 件	96 件	86 件	80 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
国内産いも でん粉交付 金の申請書 の受理期の 合計	—	48 期	48 期	49 期	48 期	48 期		
目標業務日 以内に交付 した期の合 計	18 業務日 以内の交付	48 期	48 期	49 期	48 期	48 期		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
交付決定数 量を公表し た回数	—	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		
目標の期日 までに公表 した回数	翌月の 15 日までの公 表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		

達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%														
売買実績を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回														
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回														
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%														

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、でん粉原料用いも交付金交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成25～27年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金）及び前中期目標期間繰越積立金取崩額（平成26及び27年度は後者のみ）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金について、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金について、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	○ 1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ◇① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	<主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、概算払請求があつた、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、8業務日以内に交付することができた。達成度合は、100% (80件/80件) であった。 <課題と対応> 特になし	

			d :達成度合は、70%未満であった			
② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	◇② 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、70%以上 100%未満であった d :達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、交付申請があった延べ 48 期における 86 件全てについて、18 業務日以内に交付金を交付した。	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて 18 業務日以内に交付することができた。達成度合は、100%(48 期/48 期)であった。 <課題と対応> 特になし	
③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の 15 日までに公	③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の 15 日までに公	◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月 15 日までに公表した回数とする。 b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、	<主要な業務実績> でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量について、翌月 15 日までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て翌月 15 日までに公表することができた。達成度合は、100%(12 回/12 回)であった。 <課題と対応> 特になし	

	表する。	表する。	70%以上 100% 未満であった d : 達成度合は、 70%未満であつた			
2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	○ 2 需給調整・価格安定対策 ◇ (4) でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であつた	<主要な業務実績> でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり、全て翌月15日までに公表することができた。達成度合は、100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-10	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 (2)野菜関係業務 (3)砂糖関係業務 (4)でん粉関係業務

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		予算額(千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		<評定と根拠> 評定b	計画どおり9月末まで
				業務実績	自己評価		
4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講じる。 ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから	○4 資金の流れ等についての情報公開の推進 ◇(1)畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の方針に基づいて、以下の方針に基づいて、 ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから	<主要な業務実績> 機構からの直接の補助対象者及びそこから	<評定と根拠> 計画どおり9月末まで		

期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	者の団体名、金額、実施時期等を公表する。 また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。	更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。	開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	から更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を平成28年9月30日にホームページにおいて公表した。	に公表することができた。 <課題と対応> 特になし	
					<評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに公表することができた。	
					<課題と対応> 特になし	
さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受け設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3	さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受け設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3	ウ 畜産業振興事業により、事業実施主体等において造成された基金について、基金造成後速やかに補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)等に準じて定めた基準(平成24年度改正)に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を公表する。	<主要な業務実績> 基金管理基準に基づき、以下の8基金について、名称、基金額等の基本的事項等を平成28年12月22日にホームページにおいて公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金(2基金) ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳等生産者積立金 ⑦肥育安定基金	<評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基本的事項等を公表することができた。	<課題と対応> 特になし	
					<評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基本的事項等を公表することができた。	
					<課題と対応> 特になし	

のも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。	年度毎に取りまとめて、当該年度中に機構において公表する。				<評定と根拠> 評定 b	
このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記することを始め、積極的に説明責任を果たすものとする。	このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。	エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。	エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 平成 27 年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを、わかりやすい内容で9月末までに機構ホームページにおいて公表することができた。 <課題と対応> 特になし		
(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時	(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更	(2)野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。 ア 機構からの直接の補助対象者	◇(2) 野菜関係業務	ア 機構からの直接補助対象者	<主要な業務実績> 平成 27 事業年度の評定 b	

<p>期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p> <p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p>	<p>等に係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった</p>	<p>野菜農業振興事業別</p>	<p>事業別、事業実施主体別の交付金額を9月末までに情報を公開した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		<p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p>平成27事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別の交付金額をとりまとめ、平成28年9月30日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 事業別、県別の交付金額を9月末までに情報を公開した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p>	<p>(3)砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p>	<p>◇(3)砂糖関係業務 ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p>基金の閉鎖により、平成26年12月の時点で、基金残高は0円となっていることをホームページで公表している。</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし</p>

また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	また、機構が実施する調整金徵収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徵収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	また、機構が実施する調整金徵収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徵収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 機構が徵収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。 <課題と対応> 特になし
(4) でん粉関係業務 機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	(4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徵収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徵収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を	(4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徵収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徵収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を	◇ (4) でん粉関係業務 機構が実施する調整金徵収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徵収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	<主要な業務実績> 機構が徵収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。 <課題と対応> 特になし

	額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。			
--	---	---------------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2-11		5 情報収集提供業務 (1)需給等関連情報の的確な収集と提供 (2)情報提供の効果測定等 (3)需給等関連情報の迅速な提供 (4)消費者等への情報提供 (5)ホームページの機能強化 (6)広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 (7)照会事項に対する対応等						

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
情報利用者の満足度に係る指標（5段階評価、目標）	4.0以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		予算額（千円） 757,032
アンケート調査結果の平均値（実績）	—	4.1	4.1	4.2	4.1	4.1		決算額（千円） 586,310
達成度合	—	103%	103%	105%	103%	103%		経常費用（千円） 586,108
需給等関連情報を提供了件数	—	960件	1,181件	1,190件	1,227件	1,251件		経常利益（千円） △81,155
目標の期日までに提供了件数	翌週又は翌月までの公表	960件	1,181件	1,190件	1,227件	1,251件		当期総利益（千円） 20,470
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数 32.55
情報提供了事項に対する照会件数	—	—	7件	6件	6件	4件		
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	—	7件	6件	6件	4件		

達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%							
------	---	---	------	------	------	------	--	--	--	--	--	--	--

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、情報収集提供事業全体に関するものを掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成27年度の経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当されるため、当期総利益は0円となる。

5) 平成28年度は、運営費交付金収益化基準の改訂により当期総利益が計上される。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
5 情報収集提供業務 (1)需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	5 情報収集提供業務 (1)需給等関連情報の的確な収集と提供 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るために、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成28年度の実施状況及び平成29年度の計画について検討する。	5 情報収集提供業務 (1)需給等関連情報の的確な収集と提供 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るために、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成28年度の実施状況及び平成29年度の計画について検討する。	○ 5 情報収集提供業務 ◇ (1)需給等関連情報の的確な収集と提供 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった 海外情報について	<主要な業務実績> 情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野ごとに開催し、平成28年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む平成29年度の計画について検討した。畜産:3月10日、野菜及び砂糖・でん粉:3月8日 また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 特になし	<評定と根拠> 評定b 平成28年度情報検討委員会を分野ごとに計画どおり開催した。前年度情報検討委員会の意見等は、平成28年度に提供した記事等に適切に反映することができた。 また、国内外の農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供については、これを迅速・的確に実施することができた。提供した情報に対し、新聞等での引用等や個別説明の要請等の反響があった。 <課題と対応>	

			<p>は、長期の海外出張等を活用した収集・提供を行ってきたが、平成26・27年度業務実績に関する評価結果を踏まえ、平成28年度に単年度契約として北米及びEUにおける輸出促進活動の支援及び情報収集の調査事業を実施し、農畜産物の需給等に関する情報の発信や畜産物の輸出促進支援に取り組んだ。なお、本調査については、同地域の情報に対するニーズが強く、調査拠点としても期待ができることから、安定した調査体制とするため、平成29～31年度の3カ年契約として実施することとした。</p>		
また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	<p>②調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について以下のとおり積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。</p> <p>①調査報告会の開催：13回（平成27年度7回）</p> <p>②外部からの講演依頼：17回（平成27年度24回）</p> <p>③新聞等での引用</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>調査報告会の開催、講演依頼や個別説明要請等に対して積極的に対応し、調査成果の普及と情報ニーズのより的確な把握に努めることができた。</p>	

(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。	(2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。	(2) 情報提供の効果測定等 ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。	◇ (2) 情報提供の効果測定等 ① アンケート調査の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった (配布 4,526 件、回答 1,425 件、回収率 31.5%)	等：1,482 件（平成 27 年度 1,416 件） ④ 面談等による個別説明の要請等：34 件（平成 27 年度 19 件） <主要な業務実績> 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 <課題と対応> 特になし	<評定と根拠> 評定 b アンケート調査を適切に実施することができた。
また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で 4.0 以上となるようにする。	また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で 4.0 以上となるようにする。	② (1) 及び (3) の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が 5段階評価で 4.0 以上となるようにする。	② 情報利用者の満足度 分母を 5 段階評価の 4.0 とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の 5段階評価の平均値とする。 b : 達成度合は、100% 以上であった c : 達成度合は、70% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、70% 未満であった	<主要な業務実績> 情報利用者の満足度を把握するため、平成 28 年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で 4.1 であり、その目標の 4.0 を上回った。 <課題と対応> 特になし	<評定と根拠> 評定 b 情報利用者の満足度は、中期計画・平成 28 年度計画における目標(4.0)以上を達成できた。達成度合は、102.5% (4.1/4.0) であった。

					<評定と根拠> 評定b アンケート結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。	
					<評定と根拠> 評定b アンケート調査結果に基づいた、紙媒体での情報提供の実施効果の検証により、依然として左記のメリットを挙げる者が多数いるなど紙媒体での情報提供のニーズ及びその理由を的確に把握することができた。	

				存のしやすさなど、メリットがあるとした割合が 6 割以上であった。	<課題と対応> 特になし	
			⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあつたが、やや不十分であった d : 必要はあつたが、不十分であった	<主要な業務実績> ホームページによる情報提供の誘導をさらに図るため、alicセミナー、各業務部が所管する会議等の参加者に対し、メールマガジンの登録の勧誘を実施したほか、農業関連サイト等へのメールマガジンの案内を掲載するなど、発行数の増加を図った。 また、アンケート調査結果を踏まえ、紙媒体での提供を希望しないとする 60 者への送付を停止した。	<評定と根拠> 評定 b メールマガジンの発行数の増加などにより、ホームページによる情報提供への重点化をさらに進めることができた。 また、紙媒体の送付数を削減することができた。 3月末現在のメールマガジン発行数 畜産 : 2,578 件 (+288 件) 野菜 : 2,042 件 (+212 件) 特産 : 1,620 件 (+105 件) ※（ ）は、前年度末からの増減数。	
(3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。	(3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。	(3) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。	◇ (3) 需給等関連情報の迅速な提供 ① 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、	<主要な業務実績> 情報件数 1,251 件（うち需給関連統計情報 684 件、需給動向情報 567 件）の全てを期間内に公表した。 また、情報検討委員会での要望を踏まえ、ホームページで毎月公表している牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵の需給表の公表日を毎月 8 日から毎月 5 日に早期化した。	<評定と根拠> 評定 b 需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた範囲で迅速に公表できた。達成度合は、100% (1,251 件 / 1,251 件) であった。	

			70%以上 100% 未満であった d : 達成度合は、 70%未満であった			
	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応 b : 必要がなかった又は十分であった c : 必要はあったが、やや不十分であった d : 必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 情報利用者等から 236件（うち国から61 件、国以外から175 件）の問合せがあり、 情報を保有していた 225件については、全 て翌業務日以内に対 応した。 なお、情報を保有し ていなかつた11件に ついては、海外の関係 機関などを含めて問 合せを行い、2～7日 後までに対応した。	<評定と根拠> 評定b 情報利用者等からの問 合せ等に対し迅速に対応 することができた。 <課題と対応> 特になし	
(4) 消費者等への情報の提供について ては、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の关心の高い情報を積極的に提供する。	(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立つてその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報	(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立つてその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	◇ (4) 消費者等への情報提供 ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 消費者ニーズ、ホー ムページ、業務紹介用 パンフレットに関する アンケートを平成 29年2月に実施した。 (10代～60代以上の 男女、有効サンプル数 は200名)	<評定と根拠> 評定b 計画どおりアンケート 調査を実施し、平成29年 度における情報提供の参 考とすることができた。平 成28年度のアンケートで は、ホームページを通じた 機構のイメージがとても 良い・やや良いと回答した 者の割合は40%、どちら ともいえないと回答した 者の割合は34%であつた。 <課題と対応> 特になし。	

	<p>等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p> <p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>に、調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p> <p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p> <p>③ 消費者等の理解の促進を図るために消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施）</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 27 年度に実施したホームページに係るアンケート結果等において、「文字情報が多い」「項目が分かりにくい」等の意見が寄せられたことから、トップページをリニューアルし、タブ機能やメニュー展開機能を追加するなどの改修を行った。また、消費者等への分かりやすい情報提供の観点から、機構の業務概要及びキッズコーナーの改修を行った。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>消費者等の理解促進を図るために消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施）</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>平成 27 年度のアンケートの意見を踏まえ、トップページの項目をカテゴライズすることで情報量を減らしたほか、消費者コーナーの一つであるキッズコーナーの改修等を計画通りに実施した。平成 28 年度のアンケートでは、消費者コーナーの印象がとても良い・やや良いと回答した者の割合は 56%、どちらともいえないと回答した者の割合は 26% であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>意見交換会に参加した消費者代表の方から、肉用牛経営の伸展のため、特に新たな担い手の育成が図られるよう alic も頑張って欲しいとの意見が出されるなど、生産現場の実態や流通及び機構業務等への理解促進を図ることができた。</p> <p>また、alic セミナーのアンケートでは、良かった・まあ良かったとの意見が 8 割超となり多くの参加者から高評価を得ることができ、機構業務への理</p>	

				への情報提供に取り組んだ。	解促進に取り組むことができた。 <課題と対応> 特になし	
(5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。	(5) ホームページの活用等 情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。	(5) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化に努めるため、以下の取組を行う。 ① ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析の実施。 ② ①の集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。	◇(5) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 平成 27 年度実施したホームページに係るアンケート結果等において、「文字情報が多い」「項目が分かれにくい」等の意見が寄せられたことから、トップページをリニューアルし、タブ機能やメニュー展開機能を追加するなどの改修を行った。また、消費者等への分かりやすい情報提供の観点から、機構の業務概要及びキッズコーナーの改修を行った。	<評定と根拠> 評定 b アクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用することができた。 また、平成 27 年度のアンケート結果を集計・分析した結果等を踏まえ、ホームページを改善することができた。 <課題と対応> 特になし	
(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。	(6) 広報活動の推進 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。	◇ (6) 広報推進 委員会における広報活動の改善策についての検討 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であ	<主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を 5 回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえ	<評定と根拠> 評定 b 消費者向け広告やホームページの改善を図るため、広報・システム推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討することができた。食育イベントでの来場者向けア		

			った d : 取り組みは 不十分であった	食育イベントへの参 画やホームページの 改善等を行った。 また、情報システム の整備及び利用に関 する方策を検討した。	ンケートでは、展示を見て 機構の活動について分か った・少しあわかったと回答 した者の割合は9割を超 え、国民の理解を深めるた めの広報活動ができた。	
(6) 独立行政法人 等の保有する情報 の公開に関する法 律(平成13年法律 第140号)に基づ く情報の開示を行 うほか、情報提供 した事項に関する 照会に対しては、 迅速かつ確実な対 応をすることとし、 関連する保有情報 については、原則 として翌業務日以 内に対応する。	(7) 独立行政法 人等の保有する 情報の公開に関 する法律(平成 13年法律第140 号)に基づく情 報の開示を行 うほか、情報提供 した事項に関する 照会に対しては、 迅速かつ確 実な対応をする こととし、関連 する保有情報に ついては、原則 として翌業務日 以内に対応す る。	(7) 照会事項に 対する対応等 独立行政法人 等の保有する情 報の公開に関す る法律(平成13 年法律第140号) に基づく情報の 開示を行うほ か、情報提供 した事項に関する 照会に対しては、 迅速かつ確 実な対応をする こととし、関連 する保有情報に ついては、原則 として翌業務日 以内に対応す る。	◇ (7) 照会事項 に対する対応等 情報提供した事項 に関する照会件数4 件のうち、翌営業日以 内の回答は4件であ った。 b : 達成度合は、 90%以上であっ た c : 達成度合は、 50%以上90%未 満であった d : 達成度合は、 50%未満であっ た	<主要な業務実績> 情報提供した事項 に対する照会件数4 件のうち、翌営業日以 内の回答は4件であ った。 b : 達成度合は、 90%以上であっ た c : 達成度合は、 50%以上90%未 満であった d : 達成度合は、 50%未満であっ た	<課題と対応> 特になし	<評定と根拠> 評定b 4件のうち4件につい て、翌営業日以内に対応 し、達成度合は、100%(4 件/4件)であった。

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

農畜産物の需給・価格動向を踏まえ、調査の内容及び回数を見直したこと等から予算額を下回った。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報

3	<p>1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等)</p> <p>2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定</p> <p>3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p>
---	---

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		<課題と対応> 特になし
				業務実績	自己評価	
第4 財務内容の改善に関する事項 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。 また、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 每年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行なう。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略] 4 每年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行なう。	◎第3 予算、収支計画及び資金計画 ○ 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等） b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった なお、本指標の評価にあっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価	<主要な業務実績> 年度計画に基づき、各担当理事に所掌業務に係る予算の配賦を実施した。 平成 28 年度の業務経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、3,014 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 2.9% の抑制となった。	<評定と根拠> 評定 b 事業費及び一般管理費（人件費を除く。）については、計画どおり削減を図ることができた。	

			<p>結果に十分配慮するものとする。</p> <p>平成 28 年度の一般管理費（人件費を除く。※）の予算額については、571 百万円となり、対前年度比の毎年平均は 3.0% の抑制となった。</p> <p>※ 砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当の加算等を除く。</p>		
			<p>○ 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった 　　経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。</p> <p><主要な業務実績> 以下により、年度計画予算の変更を行った。 ①熊本地震対応に係る畜産業振興事業費の予算（1,110 百万円）並びに輸入に係る指定糖等の買入れ及び売戻しに係る業務システム改修に伴い、糖価調整事業費及びでん粉価格調整事業費の予算（99 百万円）を追加した。 ②バター、脱脂粉乳及び加糖れん乳の追加輸入の実施に伴い、輸入乳製品売買事業費の予算（2,857 百万円）を追加した。 ③バターの追加輸入の実施に伴い、輸入乳製品売買事業費の予算（584 百万円）を追加した。 ④砂糖及びでん粉の価格調整に関する</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 年度計画予算の変更を通じて資金を適切に配分することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

				<p>法律等の改正に伴うシステム改修費用等の追加及びサーバ機器調達費用の追加に伴い、糖価調整事業費及びでん粉価格調整事業費の予算（24 百万円）を追加した。</p> <p>⑤さとうきびについて 28 年産が豊作となつたこと等により、糖価調整事業費の予算（6,287 百万円）を追加。また、27 年産のてん菜が記録的な豊作であったこと等から、国庫納付金に係る予算（砂糖勘定 3,437 百万円、でん粉勘定 2,220 百万円）を追加した。</p>	
2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	また、資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。 ① 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を行ふことについて配	○3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 b : 運用は適切であった d : 運用は不適切であった (指標 = 毎月 2 回以上の運用、有価証券による運用の実施) 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配	<p><主要な業務実績> 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金について、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施した。</p> <p>また、資本金、事業資金の一部について、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施し</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。 また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>

		<p>毎月2回以上実施する。</p> <p>② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>慮する。</p>	<p>た。</p> <p>なお、定期預金の落札率が低下してきたことから、資金需要（支払可能性）に留意しつつ、引き合いにおいて、近時落札率が相対的に高い長期の設定期間のものの提示を多くするなどにより落札率の上昇に努めた。</p>	
--	--	---	-------------	---	--

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金593億円及び畜産業振興資金2,165億円（関連法人等に対する出資金見合等72億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金520億円及び野菜農業振興資金137億円を平成28年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これら関連会社等については、平成28年5月～29年2月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、指導等を行った。（この内、よつ葉乳業㈱への出資については、平成29年3月に回収した。）

なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4	短期借入金の限度額							

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等(当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) ○ 1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 b : 借入に至った理由等は適切であった d : 借入に至った理由等は不適切であった	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。	<評定と根拠> 評定一 <課題と対応> 特になし			

			<p>○ 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>期中における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。</p> <p>具体的には、期首の借入金残高 152 億円及び交付金支払不足額 491 億円について、417 億円は調整金収入等により償還し、残りの 226 億円については借換えを行った。</p> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施している。当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することになっている。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものであり、借入に至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図った。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施している。当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することになっている。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。</p> <p>砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、平成 28 年度通算では 0.015% となった。(短期プライ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施している。当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することになっている。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものであり、借入に至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>

				<p>ムレート : 1.475%)</p> <p>【期末借入残高の推移】</p> <p><22 年度>746 億円 <23 年度>316 億円 <24 年度>227 億円 <25 年度>202 億円 <26 年度>195 億円 <27 年度>152 億円 <28 年度>226 億円</p>		
				<p>○ 3 でん粉価格調整事業でのん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、单年度 120 億円とする。</p>	<p><主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、借入の必要はなかった。</p> <p>b : 借入に至った理由等は適切であった</p> <p>d : 借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p><評定と根拠> 評定－</p> <p><課題と対応> 特になし</p>

4. その他参考情報

(砂糖勘定（調整金收支）の繰越欠損金)

繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金收支差である。

平成 28 年度においては、調整金等収入 497 億円に対し、交付金等支出 531 億円で 33 億円の欠損が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、平成 28 年度末における繰越欠損金は 254 億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 4 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b:計画どおりに実施された d:計画どおりに実施できなかった	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業実施に伴う返還金等の不要となる資金については、平成28年10月3日に848百万円の国庫納付を行った。	<評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり金銭による納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、平成 26 年度以降早期に金銭により国庫に納付する。	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、金銭により国庫に納付する。	○ 2 牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金・不要額等の金銭による納付 b : 適切に対応した d : 適切に対応しなかつた	<主要な業務実績> また、平成 23 年度に牛肉・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稻わら等緊急供給支援対策事業について、返還額等を四半期毎（平成 28 年 4 月 27 日、7 月 28 日、10 月 23 日及び平成 29 年 1 月 30 日）に国庫納付した。 〔国庫納付額〕 ・肉用牛肥育経営緊急支援事業：298 百万円 ・原子力発電所事故被災者稻わら等緊急供給支援対策事業：59 百万円	<評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり四半期毎に金銭による納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし
	緊急的な経済対策として平成 20 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等とし	緊急的な経済対策として平成 20 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等とし	○ 3 緊急的な経済対策として平成 20 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等とし	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成 20 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等とし	<評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり金銭による納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし

	化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、平成 27 年度以降早期に金銭により国庫に納付する。	化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。	還金等の金銭の納付 b : 適切に対応した d : 適切に対応しなかった	て、平成 28 年 10 月 3 日に 7,594 百万円の国庫納付を行った。		
	また、平成 28 年度までに、所有する職員宿舎を 2 戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	また、平成 28 年度に、所有する職員宿舎 2 戸の売却により生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	○4 平成 28 年度までに、所有する職員宿舎を 2 戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付 b : 計画どおりに実施された d : 計画どおりに実施できなかった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 職員宿舎の売却については、平成 27 年度末に売却が完了したため、農林水産省と協議のうえ、国からの納入告知に基づき、10 月 14 日に職員宿舎の売却により生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した 36 百万円の国庫納付を行った。	<評定と根拠> 評定 b 計画どおり職員宿舎の売却により生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫納付することができた。 <課題と対応> 特になし	

4. その他参考情報

特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	◎第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定一	評定 — 評定 —

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
7	剰余金の使途							
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		<評定と根拠> 評定—	<課題と対応> 特になし	
				業務実績	自己評価			
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) b : 得られた成果は十分であった c : 得られた成果はやや不十分であった d : 得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。	<主要な業務実績> 研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる 剰余金はなかった。				

			(中期計画に定めた余剰金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)			
--	--	--	--------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8	1 施設及び設備に関する計画 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 3 積立金の処分に関する事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		評定と根拠	評定b	機構の組織・業務運営の一層の活性化を図る
				業務実績	自己評価			
第5 その他業務運営に関する重要な事項 —	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○1 施設及び設備に関する計画 —	—	—			
1 職員の人事に関する計画 中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進め	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進め	○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） ◇(1) 職員の人事に関する方針 ① 職員の業務運営能力等の育成及び人事評価制度等の着実な実施	<主要な業務実績> 職員を適正に配置するため、職員の勤務時間等を毎月把握する	<評定と根拠> 評定b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図る				

<p>を来すことなくその実現を目指す。</p> <p>また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に發揮できるよう、人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>とともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>とともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>(指標＝職員の適正な配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、調査役の配置等)</p> <p>b :方針どおり順調に実施された c :概ね方針どおり順調に実施された d :方針どおりに実施できなかった</p>	<p>とともに、人事評価制度、管理職ポストオフ制度を実施した。また、平成 28 年度において、5 名の新規採用及び 5 名の中途採用を行った。</p>	<p>ため、職員の適正配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用等を計画どおりに適正に実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>② 調査情報部の調査役の検証及び見直し</p> <p>b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成 28 年度期首において、調査情報部の調査役 3 名（平成 24 年度期末比▲2 名）の役割分担等の検討・見直しを行った結果、平成 27 年度と同様とすることとした。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b</p> <p>調査情報部の調査役について、役割分担等を検討し、業務を効率的に実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数は、234 人を上回らないものとする。</p> <p>[参考 1] 前期中期目標期間の期末（平成 24 年度）の常勤職員数 234 人</p> <p>期初の常勤職員数の見込み 234 人</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 234 人</p> <p>[参考 2]</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数は、234 人を上回らないものとする。</p> <p>[参考 1] 前期中期目標期間の期末（平成 24 年度）の常勤職員数 234 人</p> <p>期初の常勤職員数の見込み 234 人</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 234 人</p> <p>[参考 2]</p>	<p>◇(2) 人員に関する指標</p> <p>（指標＝常勤職員数、人件費総額）</p> <p>b :計画どおり順調に実施された c :概ね計画どおり順調に実施された d :計画どおりに実施できなかった</p> <p>（各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p>	<p><主要な業務実績> 期末の常勤職員数は 214 人となった。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b</p> <p>常勤職員数が計画どおり 234 人を上回っていないことを確認した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		

	<p>中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に發揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修として以下の研修を実施する。 ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等 イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等 ウ 管理職研修として、新任管理職研修</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上</p>	<p><主要な業務実績> 初任者（5名）に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修に参加させた。</p> <p>ア 新聞購読研修（11月～3月、平成 29 年度新規採用予定者） イ 採用時衛生研修（4月） ウ 業務概要習得研修（4月） エ ビジネスマナー研修（4月） オ 初任者現地研修（2月）</p> <p>一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修に参加させた。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 階層別に求められる職員の総合的能力を養成するため階層別研修を実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	-----------------------	---	---	--

			<p>ア 農村派遣研修（11～2月、5名） イ 行政実務研修（7～6月、3名） ウ 係長研修（10月、2名） エ 中堅職員研修（11月、2名）</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修に参加させた。 新任管理職研修（6月、11月、2名）</p>	
<p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修 イ 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修 ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修 エ 監査関連研</p>	<p>② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修 イ 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修 ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修 エ 監査関連研</p>	<p>② 専門別研修の実施</p> <p>b :取り組みは十分であった c :取り組みはやや不十分であった d :取り組みは不十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修に参加させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計関連研修等 ア 会計事務職員研修（9～11月、6名） ・広報・システム関連研修 ア 広報研修（11月、2名） イ 情報ネットワーク維持管理研修（6月、10月、2名） ・総務・人事関連研修 ア 衛生管理者養成研修（8月、1名） イ 個人情報保護研修（6月、8月、3名） ・監査関連研修 内部監査研修（7月、10月、2名） ・調査情報関連研修 ア 語学力向上研修 	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおりに実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>

		修として、内部監査研修等 才 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修		(6月・10~12月、2名) イ 海外派遣研修(11月 USMEF 1名、2月 AHDB 1名、2~3月 MLA 1名) ・ 畜産関連研修 ア 中央畜産技術研修(5~6月、10月、11~12月、7名) イ 食肉基礎研修(11~12月、5名)		
-	3 積立金の処分に関する事項 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の第3条第1項に規定する業務に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第3条第1項に規定する業務に充てる。	○ 3 前期中期目標期間繰越積立金の処分 b : 積立金を充てた理由等は適切であった d : 積立金を充てた理由等は不適切であった	<主要な業務実績> (畜産勘定) 畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 (でん粉勘定) でん粉勘定の前中期目標期間繰越積立金 2,214 百万円は、機構法第10条第5号ニ及びホに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。 (補給金等勘定) 補給金等勘定の前中期目標期間繰越積立金 16,909 百万円は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	<評定と根拠> 評定 b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定においてそれぞれ適切に管理されている。 <課題と対応> 特になし	

				第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。		
--	--	--	--	------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

特になし